

共済掛金口座振替特約

最終改定 平成24年4月1日
北海道火災共済協同組合

第1条 (用語の定義)

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
再振替	当初振替日に振替不能となった場合に、組合が定めた口座振替日(以下「再振替日」といいます。)に再度振替をすることをいいます。
指定口座	共済契約者の指定する金融機関の口座をいいます。
初回共済掛金等	共済契約締結の際または共済期間中に払い込むべき初回の共済掛金および出資金をいい、払込方法が年額共済掛金一括払の場合はその一括共済掛金、分割払の場合は第1回共済掛金をいいます。
提携金融機関	組合と共済掛金口座振替の取扱いを提携している金融機関をいいます。
普通共済約款	普通火災共済普通共済約款および総合火災共済普通共済約款をいいます。
振替日	組合が定めた口座振替日をいいます。ただし、振替日が提携金融機関の休業日に該当する場合は前営業日とします。

第2条 (目的)

この特約は、普通火災共済普通共済約款第42条(共済掛金の払込み)および総合火災共済普通共済約款第44条(共済掛金の払込み)で規定する共済掛金の払込みを預金口座自動振替または自動払込の方法で行う場合について定めるものとします。

第3条 (特約の適用)

- (1) この特約は、共済契約締結の際または共済期間中において、組合と共済契約者との間に、あらかじめ共済掛金を口座振替の方法で払い込むことについての合意がある場合に適用されます。
- (2) この特約は、次の①および②に定める条件をいずれも満たしている場合に適用します。
 - ① 指定口座が、共済契約締結の時に提携金融機関に設置してあること。
 - ② この共済契約の締結および共済契約者から組合への組合所定の預金口座振替依頼書又は自動払込利用申込書の提出が、組合所定の日までになされていること。

第4条 (共済掛金の払込み)

- (1) 共済掛金は、普通共済約款の規定にかかわらず、振替日に指定口座から共済掛金相当額を組合の預金口座に振り替えることによって、組合に払い込まれるものとします。
- (2) 組合は、(1)の方法で払い込まれた共済掛金は、初回共済掛金等については共済期間の始期に、分割払の第2回以降の共済掛金および継続契約の共済掛金については払込期日に払込みがあったものとみなします。
- (3) 共済契約者は、振替日の前日までに共済掛金相当額を指定口座に預入しておくことを要します。
- (4) 同一の指定口座から2件以上の共済契約の共済掛金等を振り替える場合は、共済契約者は、組合に対してその振替順序を指定できないものとします。
- (5) 組合は、口座振替により払い込まれた共済掛金については領収証を発行しません。

第5条 (共済掛金振替不能の場合の取扱い)

- (1) 振替日に共済掛金の口座振替が不能となった場合は、振替日の属する月の再振替日に再振替を行います。
- (2) 初回共済掛金等の場合で、(1)の規定による再振替が不能の場合は、組合は、共済契約の始期に^{さかのぼ}って補償の義務を負わないものとします。
- (3) 分割払の第2回以降の共済掛金および継続契約の共済掛金の場合で、(1)の規定による再振替が不能の場合は、共済契約者は、普通共済約款に定める猶予期間内に組合または組合の指定した場所に払い込んでください。

第6条 (初回共済掛金等払込み前の事故)

被共済者が、初回共済掛金等払込み前の事故による損害に対して共済金の支払を受ける場合は、共済契約者は、その支払を受ける前に、初回共済掛金等を組合に払い込まなければなりません。

第7条 (共済契約の解除)

- (1) 組合は、第5条(共済掛金振替不能の場合の取扱い)に規定する再振替日までに初回共済掛金等の払込みがない場合は、この共済契約を解除することができます。
- (2) 組合は、(1)の解除を行う場合は、共済契約者にあてた書面によりその旨を通知します。この解除は共済期間の始期から将来に向かってのみその効力を生じます。

第8条 (諸変更)

- (1) 共済契約者は、指定口座を変更することができます。この場合、あらかじめ組合および変更後の提携金融機関に申し出て、第3条(特約の適用)に規定する適用を受けることを要します。
- (2) 共済契約者が口座振替の取扱いを停止する場合は、あらかじめ組合およびその提携金融機関に申し出て、他の共済掛金の払込方法(経路)を選択してください。
- (3) 提携金融機関が口座振替の取扱いを停止した場合は、組合は、その旨を共済契約者に通知します。この場合は、共済契約者は指定口座を変更するか、他の共済掛金の払込方法(経路)を選択してください。
- (4) 組合は、組合または提携金融機関の事情により振替日を変更することがあります。この場合、組合はその旨をあらかじめ共済契約者に通知します。

第9条 (特約の消滅)

次の①または②のいずれかに該当したときは、この特約は消滅します。

- ① 他の共済掛金の払込方法(経路)に変更されたとき
- ② 第3条(特約の適用)(2)に該当しなくなったとき

第10条 (準用規定)

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通共済約款およびこれに付帯された特約の規定を準用します。